

議第 3 号

高山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

旅費及び特殊勤務手当等について見直しを行うため改正しようとする。

(高山市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員が出張<u>又は赴任</u>のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(5) 職員が出張<u>又は赴任</u>のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>(旅費の種類)</p> <p>第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当</u>、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当及び外国旅行手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。ただし、飛驒地区(1市3郡)内の旅行で宿泊しない場合には、天災その他やむを得ない事情による場合を除くほか、支給しない。</u></p> <p><u>5～9 (略)</u></p> <p>10 支度料は、<u>旅行期間が3月以上の外国への出張について、定額により支給する。</u></p> <p>11 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当及び外国旅行手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4～8 (略)</u></p> <p>9 支度料は、<u>外国への出張(旅行期間が3月以上のものに限る。)</u>及び<u>赴任</u>について、定額により支給する。</p> <p>10 旅行雑費は、外国への出張<u>及び赴任</u>に</p>

について、実費額により支給する。

12・13 (略)

(旅費の計算)

第9条・第10条 (略)

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(日当)

第18条 日当の額は、別表第1の定額による。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、

伴う雑費について、実費額により支給する。

11・12 (略)

(旅費の計算)

第9条・第10条 (略)

第11条 1日の旅行において宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

第18条 削除

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第1の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊

宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12才未満6才以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6才未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6才未満の者を2人以上随伴する場合は、1人を超えるごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) (略)

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

(同一地域内の旅行の旅費)

第27条 市外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第14条、第15条又は第17条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほ

料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴する場合は、1人を超えるごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) (略)

(3) 第1号アからウまでの規定により宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

第27条 削除

か、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額及び第41条の規定により特別に支給される額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(退職者等の旅費)

第28条 (略)

(遺族の旅費)

第29条 (略)

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 (略)

(本邦通過の場合の旅費)

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合に

(退職者等の旅費)

第28条 (略)

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第29条 (略)

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 (略)

(本邦通過の場合の旅費)

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合に

は、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2～4 (略)

は、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの食卓料又は本邦に到着した日までの食卓料については、本章に規定するところによる。

(宿泊料及び食卓料)

第34条 宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2～4 略

(移転料)

第34条の2 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第2に規定する額を基準に市長が定める額(以下この条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額による。

- (1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超えるごとにその100分の15に相当する額を加算した額
- (2) 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額(前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額)に、その100分の10に相当する額を加算した額

- (3) 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として市規則で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ市規則で定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第34条の4第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、市規則で定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。
- 4 第23条第1項第3号及び第2項の規定は前3項の規定による移転料の額の計算について、第21条第2項の規定は前項の規

定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第34条の3 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第2の宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第34条の4 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

- (1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
- (2) 外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
- (3) 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の3分の2に相当する額
- (2) 12歳以上の子については、その移転



(支度料)

第35条 支度料の額は、別表第2の定額による。

2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(死亡手当)

の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第23条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。

4 第23条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(支度料)

第35条 支度料の額は、別表第2の定額による。

2 外国に出張又は赴任を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張又は赴任を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

3 外国在勤の職員が他の外国に出張又は赴任を命ぜられた場合において支給する支度料の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(死亡手当)

第37条 (略)

2 (略)

3 第29条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(外国旅行手当)

第38条 第8条第13項に規定する外国旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、そのつど市長が定める。

(労働基準法との関係)

第42条 職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第68条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定による旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第68条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

第37条 (略)

2 (略)

3 第29条第3項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費及び遺族の旅費)

第37条の2 第3条第2項第4号及び第5号の規定により支給する旅費は、第28条及び第29条に規定する内国旅行の旅費の支給を考慮し市長が別に定める。

(外国旅行手当)

第38条 第8条第12項に規定する外国旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、そのつど市長が定める。

(労働基準法との関係)

第42条 職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定による旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

改正前

別表第1（第18条、第19条、第20条関係） 内国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
市長等	2,600円	13,100円	2,600円
7級等の職員	2,400円	11,600円	2,400円
5級の職員	2,400円	11,100円	2,400円
4級等の職員 その他の職員	2,200円	10,600円	2,400円

2 移転料の表（略）

別表第2（第34条、第35条、第37条関係） 外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
市長等	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
7級等の職員及び5級の職員	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円
4級等の職員その他の職員	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円

宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
16,100円	13,400円	10,800円	9,700円	4,800円

備考

- 1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 支度料及び死亡手当の表（略）

改正後

別表第1（第19条、第20条関係） 内国旅行の旅費

1 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
市長等	13,100円	2,600円
7級等の職員	11,600円	2,400円
5級の職員	11,100円	2,400円
4級等の職員 その他の職員	10,600円	2,400円

2 移転料の表（略）

別表第2（第34条、第35条、第37条関係） 外国旅行の旅費

1 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
市長等	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
7級等の職員及び5級の職員	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
4級等の職員その他の職員	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円	4,800円

備考

- 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による。

2 支度料及び死亡手当の表（略）

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第15条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第15条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(高山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和53年高山市条例第31号)第2条の規定による外国勤務手当の支給を受ける職員を除く。)には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>

(高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 高山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和53年高山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	手当の支給を受ける職員	手当の額	種類	手当の支給を受ける職員	手当の額
(1)危険手当の部～(4)出動手当の部（略）			(1)危険手当の部～(4)出動手当の部（略）		
			(5) 外国勤務 手当	ア 外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当（以下「在勤手当」という。）のうち在勤基本手当の支給の例による額に相当する額に100分の75を乗じて得た額を限度とする額（当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額）
				イ 外国に駐在を命ぜられ、当該地において有料の住宅を借りている職員	在勤手当のうち住宅手当の支給の例による限度額に相当する額に100分の80を乗じて得た額を限度とする額（当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額）
				ウ 外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員のうち、その子が学校教育等を受けている職員	在勤手当のうち子女教育手当の支給の例による額に相当する額を限度とする額（当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の高山市職員の旅費に関する条例及び次項の規定による改正後の高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行又は出張について適用し、同日前に出発した旅行又は出張については、なお従前の例による。

(高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(費用弁償) 第6条 (略) 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、 <u>且</u> 当及び宿泊料とし、その額は高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号）に規定する市長等の旅費額に相当する額とする。 3 (略)	(費用弁償) 第6条 (略) 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、その額は高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例第21号)に規定する市長等の旅費額に相当する額とする。 3 (略)